

2023年12月8日

厚生労働大臣
武見 敬三 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 中島 康隆

要　　請　　書

労働環境等の改善に向けた貴省のご努力に敬意を表します。

新型コロナ禍からの回復も十分すすまないなかで、ロシアによるウクライナ侵略に加えパレスチナとイスラエル間の紛争激化などにより資源不足や物価高が国民の生活を直撃しています。23春闘は多くの企業で賃上げが実施されましたが、生活を守れるほどの引き上げ額とはいえません。また、賃上げできない企業も多く、労働者の暮らしに大きく影響しています。今年10月には、岸田総理も「コストカット型経済から30年ぶりに転換する」と発言しましたが、不況期を人件費削減だけで乗り切ろうとした財界の施策が暗に失策であったと認めているとしか思えません。

貴省が10月20日公表された「新しい時代の働き方に関する研究会」がまとめた報告書は、労働基準法や労働基準行政の在り方について、法制度の見直しを示唆するものであり、多くの労働者に重大な悪影響がもたらされることが懸念されます。私たち金融労連は、報告書の撤回と根本的な考え方の軌道修正を求めます。

金融機関の厳しい労働実態を改善し、すべての労働者が生きがいを持てるとともに働きやすい職場をつくるため、特に次の事項について監督・指導を強めていただきたく、要請します。

記

1. 解雇の金銭解決制度や裁量労働制の対象拡大など、さらなる労働環境の悪化をもたらす働くルールの改悪を行わないこと。
2. 貴省は、フレックスタイム制導入の手引きで「法定労働時間の総枠」の基本的なルールを示している。しかし、週休2日制で祝日のある企業では、従来の制度と比較して「法定外労働時間」が大幅に削減される実態が明らかになっている。早急に実態に即した指針を示し、導入前から不利益変更とならないよう指導すること。
3. 管理監督者については「昭和52年2月28日付基発第104号」通達が現在も有効であることを貴省も承認されている。しかし、一部の地方銀行で管理監督者を大幅に増加させている実態が東京新聞の記事で報道された。女性管理職についても、同様の実態が暴露されている。監督署に対して早急に実態把握を指示し、是正命令を出されること。
4. 3の問題について、一部の地方銀行が管理監督者を「水増し」している実態が報道されたことは、経営として恥すべきことである。従来より、私たち金融労連は貴省に度々是正を求めてきたが、結論として対応されないことが今回の事態を招いたと言わざるを得ない。そうした貴省の頑なな態度・姿勢について強く抗議するものである。
5. 改正高年法の趣旨に沿った70歳までの雇用確保を、「努力義務」から「導入義務」へと強化すること。
6. 定年再雇用の待遇、時に賃金や手当などの改善を求めて様々に訴訟で争わってきた。定年後の高齢者再雇用制度は60歳を超える労働者の生活保障を目的とする以上、賃金についても保障されるべき「水準」が明示されるべきである。具体的には「同一労働同一賃金ガイドライン」に則って、禁止されるべき不合理な待遇を「生活保障」の観点から決定されるように指導されること。
7. 「『人的資本投資』とは、人材を『資本』として捉え、その価値を最大限に引き出すことで、中長期的な企業価値向上につなげる経営のあり方（経済産業省HP）」と定義されている。しかし、現場の実態に即して考えた場合、その具体的な内容は不明瞭であり、かつ経営による独善的な解釈が行われるリスクが懸念される。については、貴省の目指す人的資本投資の「在り方」を聞きたい。

以　上